

## 長野県公安委員会告示第32号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成27年10月13日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

## 1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
西丸甫夫	医療法人四方会西丸医院	中野市小田中213番地1	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
高橋丈夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地	
村田志保	長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	
北原明彦	医療法人北原メンタルクリニック	長野市稲里町中央4丁目15番7号	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（政令第8条第3号に掲げる病気に限る。）にかかっている者
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
埴原秋児	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	

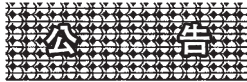
## 2 指定年月日

平成27年10月9日

## 3 指定期間

3年

生活安全企画課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成27年10月5日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州里山プロジェクト

## 3 代表者の氏名

今井 勝晴

## 4 主たる事務所の所在地

長野市大字茂菅215番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、野生鳥獣と人間の共存できる環境を実現するため、野生鳥獣の捕獲・保護等を行うとともに、それらの担い手を育成し、さらに捕獲した鳥獣を活用して、地域の活性化を図ることを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成27年10月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州能力開発ネットワーク

## 3 代表者の氏名

相原 健作

## 4 主たる事務所の所在地

須坂市墨坂南一丁目20番3号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、就労・社会参加する機会の確保に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

指定講習機関から、家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨の通知がありました。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 講習会を開催する指定講習機関  
長野県家畜商商業協同組合
- 2 開催日時  
平成27年11月12日（木）から11月13日（金）まで  
午前9時から午後5時10分まで
- 3 開催場所  
長野市大字中御所岡田30-9  
長野県獣医師会館三階会議室
- 4 講習科目及び時間
 

(1) 家畜の取引に関する法令について	4時間
(2) 家畜の品種及び特徴について	4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について	6時間
- 5 受講申込手続
  - (1) 提出書類  
受講申込書（写真欄に写真を貼ってください。）（別記様式）
  - (2) 家畜商講習手数料  
家畜商講習手数料（テキスト代及び受講料）8,000円は、講習会初日に会場受付で納付してください。
  - (3) 受付期間  
平成27年9月25日（金）から11月6日（金）まで  
（郵送による場合は、平成27年11月6日（金）までの消印のあるものに限ります。）
  - (4) 受付場所  
長野市大字南長野字幅下692-2（郵便番号 380-8570）  
長野県庁東庁舎2階  
長野県家畜商商業協同組合事務局
  - (5) 申込方法  
受講申込書の所定欄に記入の上、受付期間内に持参するか、又は、82円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定型）を同封して郵送してください。
- 6 修了証明書の交付  
講習会の全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付します。
- 7 その他  
この講習会についての問い合わせは、長野県家畜商商業協同組合事務局（電話 026-232-5339、FAX 026-232-5340）に行ってください。

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

長野県知事指定講習機関

長野県家畜商商業協同組合理事長 殿

住 所

電話番号

氏 名 印

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- 申し込み前6月以内に撮影したもの
- 帽子をとって正面から写したもので本人と確認できるもの
- 縦3センチメートル、横2.4センチメートル程度のもの

園芸畜産課

公告

県営間長瀬・吉田地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営間長瀬・吉田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年10月14日から平成27年11月11日まで
- 3 縦覧の場所  
中野市役所

農地整備課

公告

県営中野地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営中野地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年10月14日から平成27年11月11日まで

3 縦覧の場所

中野市役所

農地整備課